

東京都が食品安全条例



東京都知事による8月15日の定例会見で、生産から流通、消費にいたる各段階で安全をさらに確保するため、都独自の安全性調査・勧告制度や自主回収報告制度などを盛り込んだ「東京都食品安全基本条例(仮称)」を2003年度内に制定すると発表しました。

これまで自治体は国の食品安全基準にのっとり事業者を監視・指導してきました。このため法の対象外で危害発生の恐れのある食品については対応することができませんでした。新条例では、生産から流通、消費にいたる各段階で安全を調査できるようにし、調査結果から製造法の改善などの必要な措置を勧告・公表する都独自の未然防止の仕組みを盛り込み、事業者に対しては、調査への協力を義務付けます。

また、食品衛生法では自主回収情報の公表に関する規定がなく、消費者も知らない場合が多い、といったことをふまえ、そこで事業者が自主回収を行う場合に、都への報告を義務付け、その内容を公表することも新条例に盛り込まれます。

資料：平成15年8月18日付 日刊工業新聞

機器分析箇所 田沼 祐樹

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

